

令和6年6月12日

公立大学法人福岡県立大学  
理事長 柴田 洋三郎 殿

監事 大谷 晃士  
監事 井上 道夫

### 監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第17期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、理事会その他重要な会議に出席して、理事長等から職務の執行状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、各部門の責任者から業務処理の状況の説明を受けるとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。

また、当該事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、その適正性を検討しました。

#### 2 監査の結果

- (1) 公立大学法人福岡県立大学の業務は、法令等に従って適正に実施されており、特に指摘すべき事項は認められません。また、中期目標の着実な達成に向けた取り組みも、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用について、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況及びキャッシュフローの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

以上